



後期高齢者（長寿）医療制度のお知らせ

町民生活課

所得の低い方の保険料負担をさらに軽減するなど、後期高齢者医療制度の新たな制度が決定しましたのでお知らせします。

- 一 平成二十一年度の保険料の軽減について
 - ①均等割の七割軽減（※）を受けるとる世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入が八十万円以下（その他各種所得がない）の世帯については、均等割額を九割軽減します。
 - （※七割軽減対象者：世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額等の合計が、基礎控除額三十三万円を超えない方）
 - ②所得割を負担する方のうち、総所得金額等から基礎控除額三十三

万円を差し引いた額（但ただし書き所得）が五十八万円以下の方については、所得割額を一律五割軽減します。

- ③制度加入直前に被用者保険（※）の被扶養者であった方については、均等割額を九割軽減します。
- （※被用者保険とは全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合など。）

二 平成二十一年四月一日からの見直しについて

- ①保険料の納付方法の選択制について
 - 保険料を年金からお支払いされている方は、口座振替でのお支払いが可能となったことにより、お支払い方法が選べるようになりました。
 - ※ただし、当町においては、指定金融機関との手続きが終了しておりませんので、受け付けすること

ができません。受け付け開始の際は、改めて広報等でお知らせしますので、大変申し訳ございませんが、もしばらくお待ちください。

三 平成二十一年一月一日からの見直しについて

- ①七十五歳到達月の自己負担限度額の特例について
 - 七十五歳誕生月（後期高齢者医療加入月）は、「誕生日以後の後期高齢者医療制度」と「誕生日以前の医療保険」の自己負担限度額がそれぞれ半分に軽減されます。

【対象者】

ア 七十五歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に加入する方

イ アの方が被用者保険の被保険者だった場合、その被扶養者

ウ アの方が国民健康保険組合の組合員だった場合、その世帯に属する被保険者

※毎月一日生まれの方は、誕生日に加入する後期高齢者医療制度のみであるため対象外となります。

※六十五〜七十四歳で障害認定による後期高齢者医療制度に加入する方は、対象外となります。

②現役並み所得判定基準の見直しについて

医療機関等での窓口負担が「三割」となっている方のうち、次のどちらかに該当する方は、町民生活課国保介護班へ申請することにより、「一割」に軽減されます。（イが見直し内容）
ア 同一世帯の後期高齢者療養被保険者全員の収入の合計が五百二十万円未満（二人世帯の場合は三百八十三万円未満）

満の方

イ 同一世帯に後期高齢者療養被保険者が一人（収入額が三百八十三万円以上）の場合、その世帯の七十〜七十四歳すべての方の収入の合計が五百二十万円未満の方

※申請により軽減を受けることができる方には、事前に申請のご案内を送付していますので、ご確認ください。

◆問い合わせ先

町民生活課 国保介護班
（内線145）

「日本の木のいえ相談窓口」を開設しました

財日本住宅・木材技術センター

「身近な国産材を使って家を建てたいのだけど、どこに、何を聞けば良いのかしら？」そんな相談にワンストップで簡単にお応えするため、国産材を使った住宅づくりについて、対応可能な大工・工務店、建築士事務所や各種助成制度などの様々な情報をご用意した相談窓口とインターネット上の情報サイトを開設しました。

◆相談窓口

財日本住宅・木材技術センター

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL 03 (3585) 9311
情報サイトHP
http://www.nihon-kanoe.jp/

【お願い】情報の登録を希望される大工・工務店、建築士の方を

自動車税の納付は口座振替をご利用ください。

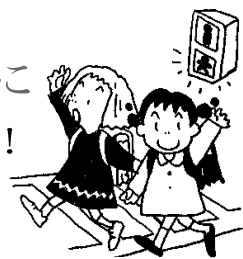
県では、自動車税の口座振替の申し込みを受け付けています。申込期限は4月30日までとなっておりますので、申込される方は納税者本人の通帳と預金届出印を持参のうえ、取扱金融機関または地域県民局県税部までお申し込みください。（すでに口座振替を申し込まれている方で、自動車の買換え等により申込内容が変更された場合も再度申込みが必要となります。）

なお、自動車税以外にも個人事業税、法人県民税・事業税および軽油取引税の口座振替の申し込みも受け付けていますので併せてご利用ください。

◆問合せ先 西北地域県民局県税部 TEL0173 (34) 2111 内線205

交通事故から身を守るために

習慣にしましょう！
『見る』『止まる』『待つ』『確かめる』



春の交通安全運動実施中！

募集しています！

国産材にこだわった住宅を施工されている大工・工務店、国産材を使った家づくりを提案される建築士事務所の方々の登録を募集しています。

登録すると、情報サイトに情報が掲載されます。詳しくは情報サイトにアクセスしてください。

公開講演会のお知らせ

青森県臨床衛生検査技師会

このたび、(社)青森県臨床衛生検査技師会主催「第三十六回青森県医学検査会・公開講演」が次のご来場をお待ちしております

◆期日

平成二十一年五月十六日(土)

◆会場

五所川原エルム文化センター
一階 エルムホール

◆講演内容と時間

○公開講演Ⅰ

午後一時三十分～二時三十分

「脳梗塞の未病検査と治療」

講師 医療法人芙蓉会村上病院
名誉院長 金澤武道先生

○公開講演Ⅱ

午後二時三十分～三時三十分

「偉大な先人たちの伝統文化

―立佞武多―」

講師 津軽鉄道営業グループ
一ダ― 菊池 忠先生

◆参加費 無料

◆問い合わせ先

つがる市立成人病センター検査科
TEL 0173(42) 3111

住宅瑕疵(かし)担保履行法のお知らせ

国土交通省

これから住宅を購入される皆様は、保険や供託の確認をお忘れなく！

平成二十一年十月一日から「特定住宅瑕疵(かし)担保責任の履行の確保等に関する法律」(住宅瑕疵担保履行法)の資力確保の義務付けが施行されます。

この制度は、新築住宅に瑕疵があつて、その補修等が事業者の倒産などで行えない場合、保険や供託で担保するもので、新築住宅の発注者や買主を保護すること等が目的です。

法の施行日以降に引き渡される住宅には、事業者が保険か供託が義務付けられますので、住宅を購入される際は、その住宅がきちんと保険や供託の措置がとられているかを忘れずに確認しましょう。

◆問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅生産課
住宅瑕疵担保対策室

TEL 03(5253) 8111
詳細は、次の住宅利リフォーム・紛争処理支援センターのホームページでもご覧いただけます。
<http://www.wchord.or.jp/>



乳幼児健康診査

4か月児健康診査

- 月日 5月13日(水)
- 受付 午後1時～1時10分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成20年12月生まれ
- 内容 小児科診察・離乳食のすすめ方など

10か月児健康診査

- 月日 5月13日(水)
- 受付 午後1時20分～1時30分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成20年6月生まれ
- 内容 小児科診察・予防接種、虫歯予防のお話など

7か月児健康相談

- 月日 5月14日(木)
- 受付 午後9時20分～9時30分
- 場所 鶴遊館
- 対象 平成20年9月生まれ
- 内容 乳幼児健康相談・離乳食の

作り方実演・試食(食事用のエプロン、おしぼり等をお持ちください)

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。



ポリオ

(急性灰白髄炎)

- 月日 5月12日(火)
- 受付 午後1時～1時30分(当日受け付け)
- 場所 鶴遊館
- 対象 生後3か月～90か月未満の乳幼児

※このワクチンは、90か月未満までに、2回接種して終了となります。(41日以上の間隔をあけて2回接種)

◆問い合わせ先

町民生活課 健康長寿班
(内線135)



誕生証書交付式

- 月日 4月28日(火)
- 時間 午後1時30分～3時
- 場所 国際交流会館 203会議室
- 対象 2月出生届出児
- 内容 誕生証書交付・手形、足形スタンプ・記念写真・育児講話

◆問い合わせ先

町民生活課 ぐらしの窓口班
(内線155)

メタボリックシンドローム(メタボ)について
内臓脂肪型肥満症候群
肥満(おへそのまわりが太った、血圧が高め、血糖値が高め、中性脂肪が高め、などといった状態が重なることで「動脈硬化を急激に悪化」させてしまいます。しかもそのままですと心筋梗塞や脳卒中などの危険性が高まることわかってきました。「ちょっと高め」「少しくらいは平気」と思わずに日ごろの生活習慣を見直しましょう。

タぐれ窓口

4月・5月のタぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

- 開設期日 4月17日(金)
5月1日(金)、15日(金)
- 開設時間 午後5時15分～6時15分
閉庁後に戸籍抄本・謄本(午後五時までに電話での申し込みが必要)や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽においでください。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

- 相談先 教育委員会(内線210・250)
- 相談日時 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分(土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。5月の相談日は次のとおりです。秘密は厳守されますので、お気軽においでください。

- 日時 5月11日(月)
午前10時～午後3時
- 場所 鶴田町国際交流会館 1階102研修室